

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.007

処 分 名	模様替え等の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、市営住宅を模様替え又は、増築若しくは改築してはならないが、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは模様替え等を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 24 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 33 条
審 査 基 準	市営住宅の入居者は、市営住宅の模様替え又は、増築若しくは改築しようとするときは（ただし、原状回復又は撤去が容易である場合）、「市営住宅模様替え等承認申請書」に模様替え内容を記載した図面等を添付して市長へ提出し、承認を得なければなりません。
標準処理期間	7日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（模様替え、増築等の禁止）

第24条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

■市営住宅条例施行規則

（模様替え等の承認）

第33条 入居者は、条例第24条ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築若しくは改築について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え等承認申請書（様式第23号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づく承認をする場合は、市営住宅模様替え等承認書（様式第24号）を交付して行うものとする。